

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

平成 26 年 4 月 1 日より消費税(国・地方)が 5 %から 8 %に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成 28 年度大船渡市一般会計決算における引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源分)に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1 地方消費税交付金 (社会保障財源分) | 269,102 千円 |
| 2 上記 1 が充てられる社会保障施策に要する経費 | 2,336,382 千円 |

(単位：千円)

	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者福祉費 (自立支援給付事業)	916,234	684,623	47,764	183,847
	老人福祉費 (老人保護措置事業)	88,059	17,988	14,450	55,621
	児童福祉費 (子ども医療費助成事業)	56,632	15,279	8,528	32,825
	母子福祉費 (寡婦・寡夫医療費助成事業)	9,184	0	1,894	7,290
社会保険	介護保険事業	574,848	2,970	117,936	453,942
	国民健康保険事業	382,676	182,543	41,273	158,860
	後期高齢者医療事業	127,751	92,007	7,371	28,373
保健衛生	保健衛生費 (健康増進事業:各種がん検診)	39,523	6,262	6,859	26,402
	予防費 (感染症予防事業)	89,274	29,817	12,262	47,195
	診療所費 (診療所施設勘定繰出金)	52,201	0	10,765	41,436
合 計		2,336,382	1,031,489	269,102	1,035,791